0104

一般社団法人日本原子力学会

理事会運営規程

平成28年9月29日　第3回理事会承認

（目的）

第１条 本規程は，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）定款第５章に規定された理事会の運営に関する事項を定めることを目的とする。

（任務）

第２条 理事会は，会務遂行に関し，管理，運営の基本方針を決定する。

（組織）

第３条 理事会は，次に揚げる構成員をもって運営する。

（１）会長・理事

（２）副会長・理事

（３）理事

（４）監事

（５）事務局長

２　理事会には，議長1名，幹事1名をおく。

３　理事会の円滑な運営を図るため，理事会の下に小委員会，WG等の組織を設けることができる。小委員会，WG等の運営にかかわる事項は理事会で定める。

（議長）

第４条 理事会の議長には，会長があたる。会長に事故があるときは，あらかじめ会長が指名した順序で副会長があたる。

（幹事）

第５条 幹事は，事務局長とする。

２　幹事は，理事会の会務を整理する。

３　幹事は，理事会の円滑な運営をはかるため，議案，回覧の整理，資料の作成など必要な準備をしなければならない。

４　幹事は，理事会の決定事項を，すみやかに会員，事務局職員等の関係者に周知しなければならない。

５　理事に任命されていない幹事は，議決権をもたない。なお，理事・事務局長幹事は事務局長の給与に関する議決権は有しない。

６　幹事は，本会事務局の職員に同席を求め，指名により発言させることができる。

（開催）

第６条 定例理事会は，定例日を定め，原則として2ヶ月に1回，年に6回以上開催する。

２　臨時理事会は，会長が必要と認めたとき開催する。

（議事）

第７条 理事会は，理事総数の過半数の出席により成立する。出席理事の過半数をもって決し，可否同数のときは議長がこれを決する。

２　理事会の円滑な決議および次回理事会までの必要事項の審議を可能とするため，学会の運営に重大な影響を与える事項を除いて，別に定めるメール審議により議事することができる。

（付議事項）

第８条 下記事項は，理事会に付議しなければならない。

（１）総会に関する事項

（２）役員，役員選挙に関する事項

（３）理事会に関する事項

（４）入退会者の承認，除名，会員の異動の承認など会員に関する事項

（５）各常置委員会等の組織運営および委員に関する事項

（６）表彰，謝礼および学会賞受賞者の決定に関する事項

（７）規程，規約等の諸規則の制定，改定に関する事項

（８）事業計画に関する事項

（９）予算に関する事項

（10）決算に関する事項

（11）財産に関する事項

（12）重要な契約に関する事項

（13）奨学生および奨学生の決定に関する事項

（14）寄付金に関する事項

（15）刊行物に関する事項

（16）事務局の組織・運営に関する事項

（17）その他重要な会務に関する事項

２　前項（１）から（15）のうち，軽微な内容についてはこの限りでない。その範囲については，関連する組織の運営にかかる規程で定める。

（執行計画の承認）

第９条　理事が重要議案につき，理事会で決定した方針に従い執行を計画したときは，理事会に提出して承認を受けなければならない。

（報告）

第10条　前条により承認された事項を担当理事が執行したときは，その結果について理事会に報告しなければならない。

（議事録）

第11条　理事会の議事録は，幹事が作成し，議案ならびに議事経過の概要，決議の主文を記載して，出席した代表理事および監事の記名押印を経て，保存しなければならない。

２　議決内容に個人情報が含まれる場合には，当該の付議資料は，代表理事および幹事の記名押印を得て，議事録記載の議決事項との照合が確実におこなえる措置を取ったうえで，その他の資料とは区分して保管し，個人情報の漏えい防止を図るものとする。また，開示請求があった場合にも開示しない。

（改定）

第12条　本規程の改定は，総務財務委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　平成13年11月27日　第438回理事会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成18年5月25日　第480回理事会承認
2. 平成22年7月28日　第511回理事会承認
3. 平成23年5月31日　第516回理事会承認
4. 平成24年5月30日　第8回理事会承認
5. 平成26年1月30日　第5回理事会承認
6. 平成28年2月18日　第8回総務財務委員会起案，平成28年3月22日　第7回理事会承認
7. 平成28年9月21日　第3回総務財務委員会起案，平成28年9月29日　第3回理事会承認

附則

１　平成22年7月28日改定の規程は，平成23年4月1日から施行する。

２　平成26年1月30日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

３　平成28年3月22日改定の規程は，平成28年4月1日から施行する。

４　平成28年9月29日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。